

八幡市地域公共交通会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、交通会議のつど、会場の広さ等を勘案して八幡市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が定める。

(傍聴の手続)

第3条 交通会議を傍聴しようとする者は、交通会議の開催時刻の30分前から開催時刻の10分前までに、会場にて自己の住所及び氏名を所定の用紙に記入し受付をしなければならない。

2 傍聴の受付は前条で定める定員を満たすまで先着順で行うものとし、受付開始時点で定員を超えた場合は抽選により傍聴人を決定する。

3 傍聴人は交通会議で公開が決定された後、交通会議事務局職員の指示に従って会場に入室するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 交通会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他交通会議を傍聴させることが不相当と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 交通会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話する、騒ぎ立てるその他の交通会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯又は着用しないこと。
- (4) 携帯電話を使用しないこと。
- (5) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他交通会議の秩序を乱し、又は交通会議の妨害になるような行為をしないこと。

(8) 会長の指示に従うこと。

(撮影及び録音の許可)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、交通会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領に違反すると認めたときは、警告したうえで、退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月15日から実施する。